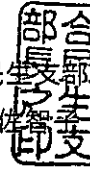


2024年 10月 30日

こども家庭局 中山 さつき 殿
福祉局 八乙女 悦範 殿

神戸市職員労働組合 民生支部
人見佐智子



民生支部要求書 2024

市民生活の安定と福祉の推進を図るために勤務労働環境の改善、福祉制度、福祉施策の一層の充実をお願いしたい。

- 1、市民の権利保障のため、年度通じてすべての正規、任期付、会計年度任用職員等の人員配置は、欠員がないように、当局が責任をもつこと。休職者の重複する職場には、正規代替を配置すること。
- 2、誰もが働きやすい職場環境の整備のため、執務スペースの拡大、休憩室等の改善に努めること。職場での対職員暴力、不当要求、ハラスメントなどに対しては、毅然とした組織的対応をし、職員が安心して職務に専念できる環境をつくること。
- 3、本庁職場では、業務改善や超勤縮減が進められているが、正規職員や福祉専門職、及びシステムに精通した職員の不足感が大きく、非正規率が高くなっていることで、現場は過密労働や依然として超勤が多い実態もある。人員配置及び業務の見直しをして改善すること。
- 4、児童福祉法第 24 条1項の「市町村による保育実施義務」を遵守し、子どもの人権を守ること。今ある公立保育所は、公立で存続させること。
 - ・ 保育士の配置基準改正は早急に正規増員で行うこと。0, 1, 2歳児についても基準の見直しをすること。
 - ・ 恒常化した枠拡大は定員化し、正規保育士で対応すること。住民のニーズがあるところでの枠拡大縮小、受け入れ人数の縮小を行わないこと。
 - ・ すこやか保育は対象児の保育時間に合わせた人員配置をおこなうこと。すべての保育時間で安全に保育できる人員配置を職場の実態に応じてすること。
 - ・ 全保育所に、子育て支援担当保育士を正規配置し、地域子育て支援の体制充実を図ること。
- 5、児童発達支援センターが担っている、訪問支援や地域支援の継続、拡大、充実のために、人員を増員すること。
- 6、こども家庭センターは、国の「新たな児童虐待防止の緊急総合強化プラン」に基づいて体制や専門性を計画的に強化するため、業務に精通した人材育成を行えるよう大幅な人員増を図ること。
 - ・ 一時保護所ユニット制で夜間体制の安全を確保し、過重負担にならない人員体制を作ること。異動においては、本人の了解を得るなど、十分な配慮をすること。
 - ・ 発達相談の体制強化を図り、相談待ちの期間をなくすこと。
 - ・ 支援系の夜間対应当番業務の改善を行うこと。
- 7、若葉学園については、求められる専門的対応が可能な体制を確保すること。
- 8、更生センターについては、公立での運営を堅持すること。運営等を見直す際には職場の意見を十分聞いて対応を図ること。

以上